

平成30年 9月18日

柏崎市議会副議長  
笠原晴彦様

柏崎市議会議員倫理審査会  
委員長 矢部忠夫

### 審査報告書

平成30年4月2日付で審査の付託を受けた件について、柏崎市議会議員倫理条例第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 審査対象議員名

星野正仁  
齋木裕司  
若井恵子  
三井田孝欧

#### 2 審査結果

##### (結論)

柏崎市議会議員倫理審査会(以下「審査会」という。)に付託された請求事件について、公平公正かつ慎重に審査した結果、審査会の委員間で議員倫理基準に反する行為の認定に当たっては、見解が半々に分かれた。そこで最終的には委員長裁決によって、本件は、議員倫理基準に抵触する行為であったと認定するに至った。

すなわち加藤議員を審査請求代表者とする本件議員倫理請求に係る事実があったと認め、審査対象4議員の一連の行為は、柏崎市議会議員倫理条例(以下「議員倫理条例」という。)第4条第5号及び同条第6号に該当すると認定した。

##### (審査請求の要旨)

本件は、審査対象議員らが、加藤武男議員を審査請求の対象議員として「市営西山町駐車場不正使用」等を対象事実とした平成30年2月20日付議員倫理審査請求(以下、「2月20日付審査請求」という。)が取り下げられたにもかかわらずその旨報道各社に連絡をしなかった。また、その2月20日付審査請求は内容が誤りの事実を対象事実として審査請求するとともにかかる事実を報道機関に情報提供した。これらのことにより、加藤議員の市議会議長及び市議会議員としての社会的信用が大きく傷つけられたことを対象としている。かかる審査対象議員らの一連の行為は、議員倫理条例第4条第5号及び同条第6号に該当するものである。よって議員倫理条例第13条

に基づき措置を求めるものである。

(事実認定の概要)

審査に当たっては、市営西山町駐車を管理する市長及び審査請求代表者である加藤議員から提供された資料の確認並びに加藤議員及び審査対象4議員からの事情聴取等によって行った。また、関係人として太平電業(株)柏崎刈羽事業所長の事情聴取も行い審査に資した。

なお、審査対象4議員に弁明のための資料提供を求めたところ、刑事及び民事訴訟に発展する可能性があるとの理由から、一部の資料にあつては提出されなかった。

審査の結果、2月20日付審査請求において主張するように加藤議員が市営駐車を自ら経営する宿泊施設ハイマートグリーン(以下「ハイマートグリーン」)の宿泊客に不正に使用させていたとは言えないと認定した。2月20日付審査請求にあつては、審査請求書の形式(記載)上の不備により、受理とはならなかったことが判明した段階で当該情報の回収が試みられたが、その行為が不十分であったため、結果として審査請求が公開の対象になる前に一部報道機関に情報が提供された。また、その報道機関に提供された情報の内容、加藤議員の不正とのかかわりについては、そのような事実があつたとは認定しなかった。

また、加藤議員にことの真相を審査請求する前に確認等するような同僚議員としての誠意ある行動はうかがえなかった。ただし、三井田孝欧議員が1月15日の議会運営委員会において、月刊誌の掲載内容について説明を求めたという事実はあつた。

したがって、事実とは異なる内容での本件審査対象4議員の一連の行為は加藤議員の社会的信用を傷つけたと認められる。よつて議員倫理条例第4条第5号中の「その他人権侵害のおそれのある行為」及び同条第6号の「議会の品位と名誉を著しく損なうような行為」に該当すると認定した。

なお、審査対象4議員のそれぞれの行為については、2月20日付審査請求書の作成を星野正仁議員、齋木裕司議員、若井恵子議員の3議員が行い、報道機関への情報提供を三井田孝欧議員が、同じく回収までを星野正仁議員が行つた。また、齋木裕司議員にあつては報道機関への情報提供について知つていたと認定した。しかしながら、審査対象4議員の一連の行為は、最初から全員で相談しながら包括的に行つていたとは認定しなかった。

一方で、当該市営西山町駐車の管理基準等が必ずしも明確ではなく、かつハイマートグリーン(以下「ハイマートグリーン」)の宿泊客が勤めている事業所の車両(同じ事業所の宿泊客以外の車両も含む)が当該駐車場に駐車していたことは事実であつた。よつて外形的には、好ましくない利用がされているとの近隣住民の認識、訴え等に基づく審査対象4議員の一連の行為は、やむを得なかつた点もあつたと認定した。また、2月20日付審査請求書の受け付けに当たっては、議員倫理条例等に基づくはじめての事案であつたこともあり、議会事務局職員の受付から受理に至るまでの手続き上の説明が必ずしも十分ではなかつた可能性もある。さらには、審査請求手続きに係る条例等の規定が分りづらいところがあるなど、当該条例等には修正が必要であることも明らかになつた。

以上の事実認定等を総合的に勘案すると、審査対象4議員の一連の行為に対する責任については、一定程度事情をくみ取る必要はあるとの認識に至った。

### 3 審査の経過等

#### (1) 審査会の設置

平成30年3月6日付で、加藤武男議員（審査請求代表者）、村田幸多朗議員、布施学議員の3人議員から、星野正仁議員、斎木裕司議員、若井恵子議員、三井田孝欧議員の4議員に対し、当該4議員の一連の行為によって、加藤議員の名誉が棄損された。当該行為は、議員倫理条例第4条第5号及び第6号に規定されている議員倫理基準「嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれがある行為」及び「柏崎市議会の品位と名誉を著しく損なう行為」に該当することから、議員倫理条例第8条第1項の規定に基づき副議長に対して審査の請求がなされた。

平成30年4月2日議員倫理条例第9条の規定に基づいて審査会が設置され、同条第2項の規定により、7人（三宮直人議員、持田繁義議員、真貝維義議員、佐藤和典議員、佐藤正典議員、与口善之議員、矢部忠夫議員）の委員が選任された。また、委員長に矢部忠夫議員、副委員長に三宮直人議員が互選された。

#### (2) 審査会の概要

##### 第1回審査会 平成30年4月2日（月）午後1時30分開催

本審査会の委員長に矢部忠夫議員、副委員長に三宮直人議員を互選した。  
笠原晴彦副議長から審査会に対し本請求事件の審査付託が行われた。  
審査会は、原則公開で行うこと等を確認した。

##### 第2回審査会 平成30年4月9日（月）午後1時32分開催

審査請求代表者である加藤議員から請求理由等の説明を聴き、その後、審査会委員による加藤議員に対する質疑を行った。

質疑によって、加藤議員は、宿泊者に対して市営西山町駐車場への駐車を指示したり、促したりしたことはないこと。宿泊者が、自ら経営する宿泊施設以外の市営西山町駐車場に駐車していたことを見たことはあること。また、特に注意はしなかったこと。などの事実を確認した。

##### 第3回審査会 平成30年4月17日（火）午後1時開催

審査対象4議員のうち主に星野議員からの事情聴取等を行った。

委員から星野議員に対して、事実認定のため、2月20日付倫理審査請求書に記載されている西山町事務所長との面談時の録音データの提供と発信者が黒塗りされている柏崎刈羽原子力協議会の確認メールの開示請求がなされた。

これに対し星野議員からは、本件は、加藤議員の代理人から既に内容証明が送付されてきており、刑事、民事の訴訟に発展する可能性があるため、提出は差し控えたい。

平成30年3月22日に再提出した請求書等、審査会に提出している資料だけで審査してもらいたい。秘密会になれば、開示等も検討する旨の答弁があった。

また、2月20日付審査請求と3月22日付審査請求の趣旨は同じものであるので、事実上同じ審査請求である旨の説明があった。

#### 第4回審査会 平成30年5月8日（火）午後3時30分開催

審査対象4議員からの事情聴取等を行った。

主な内容は以下のとおり。

- ・ 市営駐車場の不正使用を認識したのは、現地の駐車（宿泊者を含む太平電業の利用）状況、他の事業者（薬局等）の有償利用の実態、西山町事務所長との面談の結果等からである。
- ・ 2月20日付の受理されなかった審査請求書は、星野、齋木、若井の3議員が共同で作成した。補正後の3月22日付審査請求書も同様である。
- ・ 三井田議員は審査請求書の作成には関わらず、当該請求書の写し（報道機関宛て送付文書付き）の報道機関ポストへの投函のみを行った。
- ・ 若井議員は、2月20日の報道機関への情報提供については承知していなかった。
- ・ 齋木議員は、審査請求書の作成を行い報道機関への情報提供についても知っていた。
- ・ 西山町事務所長との面談録音データの提出と発信者が黒塗りされている柏崎刈羽原子力企業協議会の確認メールの開示は、刑事・民事の訴訟に発展する可能性が高いので、差し控えたい。

#### 第5回審査会 平成30年5月21日（月）午後1時30分開催

関係人、太平電業株柏崎刈羽事業所長及び審査請求代表者（加藤議員）からの事情聴取等を行った。また、市長（西山町事務所長）から当該市営駐車場等の管理等に関する情報と受理されなかった2月20日付審査請求書に記載のある西山町事務所長の発言の真偽についての情報提供を受けた。

太平電業株柏崎刈羽事業所長との質疑で確認等した主な内容は以下のとおり。

- ・ 提出した署名入りの陳述書の主要な部分である「加藤議員から市営駐車場に駐車するよう指示されたことはない。」
- ・ また、宿泊従業員が運転する会社のトラック等は、市営駐車場に駐車することはあった。
- ・ 柏崎刈羽原子力企業協議会にメールを送った覚えはない。内容も間違っているし、誰が作成したのかも分からない。関係企業から月刊誌を提示されたときに雑談程度はしたが、同協議会から直接の問い合わせは一度もない。会社としても迷惑している。
- ・ 当該市営駐車場は誰が使ってもよいと認識していた。これまで市当局や住民等から苦情等もなかった。

審査請求代表者（加藤議員）への再度の質疑に当たっては、本人から、これまで提出した資料や答弁によって審査してもらいたいとの申し出があった。

#### 第6回審査会 平成30年6月7日（木）午後3時15分開催

審査請求に係る事実認定の審議等を行った。

審査請求の1項目め「審査請求が取り下げられたにもかかわらずその旨報道各社に連絡しなかったこと」に関連して、審査請求は取り下げではなく、不受理と認定するか否かについて、討議を行った。

次回以降は、効率的な審査を行うため認定すべき事項の全体像を明らかにしてから進めることを申し合わせた。

#### 第7回審査会 平成30年6月14日（木）午前10時開催

審査請求に係る事実認定の審議等を行った。

審査請求に係る1項目め「審査請求が取り下げられたにもかかわらずその旨報道各社に連絡しなかったこと」について事実認定の審議等を行った。

主な認定内容は以下のとおり。

- ・ 2月20日付審査請求は「取り下げ」か「受理されなかった」については審査請求者側と審査対象者側双方に認識の違いがあった。
- ・ 受理されていない状態で一部報道機関に情報が提供された。
- ・ 受理されなかったにもかかわらず情報の回収（新聞記事の掲載に間に合うよう撤回の連絡含む）が徹底されなかった。

#### 第8回審査会 平成30年6月21日（木）午後2時開催

審査請求に係る事実認定の審議等を行った。

審査請求に係る2項目め「内容が誤りの事実を対象として審査請求をするとともにかかる事実を報道機関に情報提供したこと」及び3項目め「社会的信用が大きく傷つけられ、倫理審査基準に該当する」について事実認定の審議等を行った。

主な認定内容は、以下のとおりで、一部見解が分かれた事項は認定保留となった。

- ・ 本件について「不正」という認識は、宿泊者、駐車場管理者である市当局のいずれにもなかった。加藤議員については、一部見解が分かれた。
- ・ 加藤議員から、駐車場の「指示」があったとは確認できなかった。
- ・ 市営駐車場の利用は、有償利用とすべき案件だったかについては、直接関係ないこととされた。
- ・ 加藤議員が経営する宿泊施設ハイマートグリーンに宿泊している者が勤める事業所は、市営駐車場を利用していた。
- ・ 加藤議員らの「不正使用させていたことはない」という主張の認定に当たっては、見解が分かれた。間接占有に当たるという見解も示された。
- ・ 審査対象4議員の2月20日付審査請求は内容が誤りの事実を対象としていたかについては、見解が分かれた。
- ・ 2月20日付審査請求書は、星野、齋木、若井の3議員が作成した。三井田議

員の関与について見解が分かれた。

- ・ 審査対象4議員による加藤議員への事前の事情聴取等同僚議員としての誠意ある行動が必要であったかどうかについては、見解が分かれた。
- ・ 加藤議員の社会的信用は傷つけられたかについては、討議の途中で終了となった。
- ・ 審査対象4議員の一連の行動は、審査基準に該当するかについては、討議の途中で終了となった。

審査会の審査が議員倫理条例に規定する90日以内に終了できない見通しとなったので、委員長が副議長（議会運営委員会）に申し出て審査延長の手続きをすることとなった。

#### 第9回審査会 平成30年7月9日（月）午後2時開催

審査請求に係る事実認定の審議等を行った。

審査請求に係る3項目め「社会的信用が大きく傷つけられ、倫理審査基準に該当する」についての事実認定と全体を通しての総括討議等を行った。

その結果、加藤議員の審査請求の主要な部分の認定に関しては、委員の見解が3対3に分かれたので、最終的に矢部委員長の裁決で決した。審査会の結論としては、加藤議員の請求を概ね認めることとした。

主な事実認定等については以下のとおり。

1項目め「審査請求が取り下げられたにもかかわらずその旨報道各社に連絡しなかったこと」に関しては、概ね請求のとおり認定した。

- ・ 2月20日付審査請求は正式に受理されておらず、公開の対象として取り扱われる状態には至っていなかった。
- ・ 受理されていない状態で一部報道機関に事実と異なる情報が提供された。

2項目め「内容が誤りの事実を対象として審査請求をするとともにかかる事実を報道機関に情報提供したこと」に関しては、内容が誤りか否かについて委員間で見解が分かれた。委員長の裁決により審査請求書のとおり認定した。

- ・ 本件において、「不正」という認識は、加藤議員、宿泊者、駐車場管理者の市当局のいずれにもなかった。
- ・ 加藤議員から、宿泊者に対して市営駐車場への駐車「指示」はされていない。
- ・ 本件に係る市営駐車場の利用は、有償利用とすべきものであったかについては、本件倫理審査請求とは直接的な関係はない。
- ・ 宿泊者が勤める事業者が、駐車場を営業のために利用していたという事実はあった。

3項目め「社会的信用が大きく傷つけられ、倫理審査基準に該当する」に関しても、委員間で見解が分かれた。委員長の裁決により審査請求書のとおり認定した。

- ・ 審査対象4議員の一連の行為は、議員倫理条例第4条第5項の「嫌がらせ、強制圧力をかける行為、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為」に該当し、加藤議員に対する人権侵害があった。

- ・ また、第6号「柏崎市議会の品位と名誉を著しく損なう行為」に該当し、議会の品位と名誉を損ねた。
- ・ ただし、2月20日付の審査請求行為は、外形上等からするとやむを得ない部分があり、審査対象4議員の責任については、諸般の事情をくみ取る必要があることを確認した。

第10回審査会 平成30年7月30日（月）午後2時開催

審査会としての報告書の内容について審議等を行った。

一部修正を加えることを前提に概ね正副委員長の報告書案が了承された。

今後は、正副委員長が以下の意見等を踏まえ、修正した校正案を議員専用デスクネット等で各委員に提示、コメントを得る機会を設けて、重大な修正や漏れ等がない限り、報告書を確定させ、副議長に提出（日）することが一任された。

- ・ 「審査請求の要旨」の部分は、加藤議員等の審査請求書の内容に沿ったものに、かつ簡潔に記述する。
- ・ 「事実認定の概要」の部分には、審査対象4議員のそれぞれの役割等についても記述する。
- ・ 審査会の経過等については、別紙ではなく、本文に記述する。
- ・ 「審査会の概要」部分に記述されている審査対象4議員のそれぞれの行為の内容について、全体を通して齟齬がないか確認する。

以上